

令和5年7月10日（月曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和5年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（13名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	7番	赤間幸夫君
8番	高橋幸彦君	9番	阿部幸夫君
10番	今野章君	11番	小澤陽子君
12番	片山正弘君	13番	高橋利典君
14番	色川晴夫君		

---

欠席議員（1名）

6番	後藤良郎君
----	-------

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	櫻井和也君
危機管理監	田瀬高広君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課参事兼建設班長	梁川秀幸君

総務課参事兼 総務管理班長	相澤光治君
教 育 長	内海俊行君
教 育 次 長	千葉忠弘君
教 育 課 長	蜂谷文也君

---

事務局職員出席者

事務局長 千葉浩司	次 長 熊谷直美
主 査 清水啓貴	

---

議 事 日 程 (第1号)

令和5年7月10日(月曜日) 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

7月10日の1日間

〳 第 3 議案第50号 工事請負契約の締結について

【松島町保健福祉センター大規模改修工事】

〳 第 5 議案第51号 工事請負契約の変更について

【(都)根廻・初原線道路整備工事】

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回松島町議会臨時会を開会します。

ご報告いたします。

会議規則第2条の規定により、6番後藤良郎議員から本日の会議を欠席の届けがございました。ご報告を申し上げます。

傍聴の申出がございますので、お知らせします。-----です。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番赤間幸夫議員、8番高橋幸彦議員を指名します。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

---

#### 日程第3 議案第50号 工事請負契約の締結について【松島町保健福祉センター大規模改修工事】

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

議案説明に入ります前に、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日、第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、保健福祉センター大規模改修工事に係る契約の締結についてと、6月議会定例会で承認いただきました根廻・初原線道路整備工事に係る契約の変更についての2件でございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしく審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第50号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、松島町保健福祉センターの大規模改修工事に関するものであり、去る6月29日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、屋上防水改修工事、高圧受電設備機器更新工事、空調機器改修工事、ろ過設備改修工事、給湯設備更新工事、給排水設備改修工事等を行うものであります。

工期は、債務負担を設定しており、令和7年12月26日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 松島町保健福祉センター大規模改修工事の契約締結について説明させていただきます。

A4横の資料1ページをお開きください。

本工事は、保健福祉センターの建築及び設備の改修工事を3年間で実施するものでございます。

資料の左側は建物平面図、右側は屋上平面図で、3年間の工事内容を色分けして示しております。

それでは、年度ごとに工事概要を説明させていただきます。

まず、赤色で示しました令和5年度分の工事といたしまして、屋上防水改修及び屋上窓建具シーリングの改修、金属屋根の防水改修、栄養指導室天井の一部改修、高圧受電設備機器の更新、空調機器の更新となっております。

次に、緑色で示しました令和6年度分の工事につきましては、給湯設備の更新、給排水設備の改修、ろ過設備の改修となっております。

最後に、青色で示しました令和7年度分の工事につきましては、照明器具のLED化、健康増進ホールの床の張り替え工事、厨房から会議室などへの用途替えの改修などとなっております。

続いて、入札結果です。

資料の2ページをお開きください。

入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものでございます。公募したところ、1者から申込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社深松組を請負予定業者としたものでございます。

落札金額は、4億6,000万円。契約額につきましては、消費税が入りまして5億600万円です。

また、仮契約を令和5年7月5日に締結しております。

なお、本工事は3年の債務負担工事となり、工期につきましては令和7年12月26日となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

まずもって1点目です。応札業者が1者ということでありましたが、問合せ、相談等はこの1者のみだったんですかね、ずっとこの間。その辺の確認をまずさせてください。

○議長（色川晴夫君） 答弁、赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 設計関係は建設課のほうでやっておりましたので、建設課から説明させていただきます。

当工事につきましては、今回工事なんですけれども、1者からのみ応募があったという形になっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 条件付の入札執行ということで、その条件付ということでちょっとお尋ねしておきたいんですが、どんな条件付の内容なんですか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 工事につきましては、設計金額が1億5,000万円を超える建築一式工事です。建設工事指名競争入札参加資格基準より、建築一式工事、木造・非木造工事、価格1,500万円以上の基準で条件を設定しております。

設定内容につきましては、松島町建設工事執行規則第4条の規定に基づく令和5年度、令和6年度一般競争入札参加資格登録簿建築一式に登録されていること、あと宮城県内に本店または請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有しているものであること、令和5年5月31日現在、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の建築一式の総合評定値が1,000点以上のものであることということで、広く公募をかけております。縛り関係は何もしておりません。参加できる業者としては確認しておりますけれども、115者は参加できる条件となっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） たまたま1者の応札でということであろうかと思えますし、今、条件付のお話も一通り説明を伺わせていただきました。

ちょっと最近のニュースの中に、宮黒地区の自治体の中で、たまたま給食センター等の発注行為をしたところ、特定の、いわゆる応札する業者さんにとっては不公平さが出たということの話が出たので、なお確認の意味で聞かせていただきました。それで、今説明いただいたので大体理解しました。

それで、令和5年から令和7年度までの債務負担行為を設定し、各年次において仕事をされると。屋根とかそういったところの部分の工事に際しては、オープンさせたままで仕事を進められるのか、一定期間はどうしても休業して対応せざるを得ないのか。特に令和6年度部分についてはそれ相応の期間を休業期間として設定してやらなければいけないというふうに見てとれるわけなんですけれども、そういったところの考え方については、もし判断的にお持ちでしたらお知らせいただけますか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 工事につきましては、建築工事、あと電気設備工事、機械工事の3種類に大きく分けられると思えますけれども、まず建築工事については、主に屋根の防水関係の工事になります。

令和5年度につきましては屋根の防水関係の工事を行ってまいりまして、同時にキュービクル関係を進めてまいりたいと思っております。あともう一つ、屋根の防水がありますので、

同時に足場を組む関係がありまして、エアコンの室外機なんかを工事する予定となっております。令和5年につきましてはそれで完了という形になりますが、次に令和6年度になりますと、今度は床暖設備、あと給湯設備、給排水工事、あと大きくお風呂の工事が入ってくるような形になりますが、その中で、お風呂についてはボイラー関係全部直さなきゃないということもありますので、8月から12月頃までは使用ができなくなる期間が出てくる形となります。

あと、一番最後の年になりますけれども、7年につきましては、前に店がありましたところの厨房関係がありますけれども、その部分を会議室に改修だったりとかそういった部分を進めてまいりまして、12月まで完成させるという形になっております。

なお、建築工事をやるときの、令和5年なんですけれども、こちらのほうも暖房が空調設備関係をいじる関係で使えなくなるということもありまして、そちらは業者さんと相談させていただきながら、ファンヒーターとかブルーヒーターとかそういったものも用意しながら実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

ただいま、るる工期内での工種ごとで、休業等に、いわゆるこの利用者に対しての配慮策については、あらかじめ町民の皆さんに広報等でお知らせ、あるいはホームページにアップしてお知らせするというようなスタイルを取られると思います。結構な利用者にお尋ねをもらっているというのが私どもの立場だったので、あえて確認させていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤です。

過去の主要成果表を見せていただいたときに、修繕を何回かしておりまして、260万だったり190万だったりとかになっているんですけども、今回深松組さんにやっていただけということで、そこからお風呂の修繕だったりポンプを下請とか孫請の方をお願いするかと思うんですけども、そのときと今回の業者さんは同じ業者さんなのでしょうか。教えてください。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まだ深松組さんとは中身的な打合せというのは全然やっておりませんので、今確認はできないものでございます。

以上でございます。

- 議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。
- 11番（小澤陽子君） 承知いたしました。ありがとうございます。
- 議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第50号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第4 議案第51号 工事請負契約の変更について【（都）根廻・初原線道路整備工事】

- 議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第51号工事請負契約の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

- 町長（櫻井公一君） 議案第51号工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、令和5年6月12日に請負契約の締結の議決をいただきました都市計画道路根廻・初原線道路整備工事について、事業の進捗を図るため、土工及び準備工を増工し、工事費の変更をするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

- 建設課長（赤間春夫君） それでは、都市計画道路根廻・初原線道路整備工事の変更契約締結につきまして説明いたします。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

都市計画道路根廻・初原線につきましては、根廻地区の国道346号から初原地区の土地区画整理地内を通過し、主要地方道大和松島線まで新たな幹線道路整備を行うものです。

工事につきましては、今年6月議会で工事契約の議決をいただきました土地区画整理箇所、

根廻側の道路整備工事であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。平面図及び標準横断図でございます。

図面上の平面図ですが、右側が起点側の国道346号交差点部です。左側が土地区画整理地となります。路線の全体延長は2,520メートルでありまして、起点側、根廻地区の延長は570メートルであります。

当初契約は、土地区画整理側の300メートル区間について、切土、盛土の土工及びのり面整形工、樹木の伐採・除根を行うものです。

今回の変更内容につきましては、国道346号より当初契約箇所まで270メートル区間について、同じく切土、盛土の土工、のり面整形工、樹木の伐採・除根の増工を行い、事業の進捗を図るものでございます。

凡例にありますように、赤色箇所が土工箇所、赤斜線箇所が樹木の伐採・除根箇所になります。

図面左上にあります工事概要です。

変更後の工事概要につきましては、施工延長570メートル、土工、切土工2万4,800立方メートル、盛土工1,200立方メートル、切土のり面整形工3,400平方メートル、盛土のり面工2,900平方メートル、準備工、伐採・除根8,430平方メートルでございます。

現契約額は9,100万3,000円、変更契約額は1億2,566万9,500円です。3,466万5,000円の増額であり、増額率は38.1%の増でございます。今回の変更契約につきましては、繰越事業費の予算残額がありますので、事業の進捗を図り、予算残額分を変更増額するものです。

執行方法について検討しましたが、増工する工種については切土などの土工を継続して実施していくものであり、現契約工種と同じ工事であります。また、施工箇所は短い施工区間であり、出入口は国道346号から1か所のみですので、複数の業者が同時に工事を行うことは、発生土の搬出作業などの施工効率の低下及び安全確保が困難でありますので、別工事での工事は困難と考え、増額率は3割を超えますが、増額変更をするものです。

また、事業は社会資本整備総合交付金事業でありますので、3割を超える増工について国、県に確認をしておりますが、変更ができること及び変更協議も必要ないことを確認しております。

変更の仮契約につきましては、令和5年7月5日に締結しております。

それから、工期につきましては令和6年3月15日で、当初工期と変更ありません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。確認の意味もありまして、お尋ねさせていただきます。

まずもって、当初予算計上額に対して設計を組み、第1回目、6月12日に執行したところ、今回のような増額できる見通しまでも含めて予算執行という形。それで、これは土木関係に携わった職員の皆さんだったら積算業務をやっておられれば分かると思いますが、請負比率をもったの単価等を掛け合わせての増工という捉え方で進めていると思うんです。そうすると、さらに当初で組まれた分の工区約300メートル部分について、今後事業を進めていく上で変更が生じた場合にも、今現在持っている予算の中では包括的にクリアできる見通しでもっているのか、新たな補正等を今後念頭に置くことになるのか、今後補正等でカウントすることになるのか。その辺をあらかじめお尋ねさせていただきたいと思っています。

○議長（色川晴夫君） 答弁、赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 工事につきましては、当初は300メートル区間で実施ということで考えておりましたが、補助事業費満額に近い形で工事を発注しております。今回、請負率が72%ぐらいだったということで、その執行方法について今回増額とさせていただきましたけれども、増額になる部分につきましても、その72%の請負差金率がかかっての増額という形になりますので、その辺は町のほうで、当初、業者さんと1回目の打合せをさせていただきましたけれども、そのように請負業者さんと確認を取りながら、その辺はいいですよということで確認はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、その請負比率等を基にして増工をかけて、国道346号までも含めて、出入口までですけれども整備するということではありますが、ちょっと心配したのは、防災工事関係の面がどのように配慮されるのか。あそこはため池とか借入地に対しての流出抑制策として考慮いただくような治水施設があるわけですけれども、そういったところについての配慮策を大事に考えてもらわなければならないなど、見方として私どもはなるわけなんですけれども、その辺の配慮策についても十分包括できるような変更内容で進めていくということなんですかね。というのは、ごめんなさいね、6月12日にやって1か月足らずで38.何%の増工をするということだから、そこはちょっと気になっているんですね、私としては。その辺の考え方を説明いただけたらありがたいなと思っていますけれども。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、防災関係になりますけれども、国道346号の交差点部分の切土部分のところにはため池がございます。こちらのため池は、今、堤体ももう去年7月の雨で被災しているという形もありまして、こちらは直すのに相当かかるということもありますので、こちらは今のところ埋めてしまおうかなということで考えておりまして、水利組合さんとかに確認をしていきたいと思っております。その分、水の出が早くなったり、防災機能がなくなるものですから、こちらの工区境、300メートルと270メートルの境のところにありますため池、これと、もう少し上のほう、山の沢の奥のほうにため池もあるようですので、その辺を低水管理して利用しながら、まず治水に関しては考えていきたいということで考えておりました。

あと、6月に議決をいただきまして、7月の臨時議会すぐという形になるんですけれども、こちらは事業の繰越工事ということもありまして、今、事業をずっと進めていかなければならないんですけれども、いずれにしろ増工をいつかの段階で議決を図らなければならないということがありまして、その辺は早い段階で議会に上程させていただきましてご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第51号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

令和5年第1回松島町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時27分 閉会